

高知県スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県スマート農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的、補助対象事業及び補助事業者)

第2条 県は、生産性の向上による地域農業の持続的発展を目的に、別表第1に掲げる事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別表第1の「事業区分」欄の2に定める事業は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）に基づき実施するものとする。

(補助対象経費、補助の要件及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助対象経費、補助の要件、事業実施主体及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、別表第1の「事業区分」欄の1に定める事業を実施する補助事業者は、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、補助事業者は、補助金の交付に際して事業実施主体に対して同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

ならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を事業実施主体及び契約の相手方としない等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、県税の納税義務がない場合は別記第 2 号様式による申立書を、また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第 3 号様式による誓約書兼同意書を第 4 条第 1 項に基づく交付申請時に提出すること。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助事業者及び事業実施主体が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付決定前の着手）

第 7 条 補助事業者は、別表第 1 の「事業区分」欄の 2 に定める事業について、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に着手を行う必要がある場合は、別記第 4 号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 8 条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると知事が認めたとき。
- (2) この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (3) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の増額又は30パーセントを超える減額を生じる場合
- (2) 補助事業の成果目標を変更しようとする場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 4 別表第1の「事業区分」欄の2に定める事業を実施する補助事業者は、前項の規定にかかわらず、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金額の確定のあった日の翌年6月20日までに、別記第7号様式により知事に提出しなければならない。
- 5 別表第1の「事業区分」欄の2に定める事業を実施する補助事業者は、申請時に設定した成果目標の達成度について、毎年度、事業を実施した年度の翌年度の6月20日までに、別記第8号様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業遂行状況の報告等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 別表第1の「事業区分」欄の2に定める事業を実施する補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記第10号様式による補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の規定により概算払請求書を知事に提出した場合は、当該請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(関係書類の保管)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産のうち、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、当該処分制限期間を経過するまでの間、別記第 11 号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 14 条 補助事業者及び事業実施主体が、補助事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める高知県グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 4 号から第 6 号まで、第 8 条、第 10 条第 3 項から第 5 項まで、第 13 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第7条関係）

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	事業要件	補助率 （補助限度額）
1 スマート農業機械導入支援事業	市町村	農業経営体、 農業生産組織、 農作業受託組織、 農業協同組合、 農業支援サービス事業体 * 1	1 ドローンの購入に要する経費（備品購入費、付属品含む。）	1 ドローン導入3年後以降のドローンによる防除面積が10ヘクタール以上となること（防除面積には、事業実施主体が作業受託する面積を含む。）。 2 事業実施主体が農業経営体の場合は、上記に加え、他の農業経営体の防除作業を受託すること。 3 水稻だけでなく高収益作物（野菜や果樹等）についても、ドローンによる防除を実施すること。 4 補助内容2については、ドローンの導入と一体的に実施すること。	3 分の 1 以内(市町村の継足 3 分の 1 以内必須、上限150万円)
（1）防除用ドローン導入支援			2 ドローンの操作に必要な技術の習得に要する経費（講習会参加費）		
（2）自律式・リモコン式草刈機導入支援			自律式・リモコン式草刈機の導入に要する経費（備品購入費、付属品含む。）	1 自律式・リモコン式草刈機導入翌年度以降、15日/年以上使用すること。 2 事業実施主体が農業経営体の場合は、上記に加え、他の農業経営体の除草作業を受託すること。 3 自律式・リモコン式草刈機（スマート農業技術）の普及・啓発に取り組むこと。	
（3）その他スマート農業機械導入支援			1 自動抑草ロボット	1 導入機械（スマート農業技術）の普及・啓発に取り組むこと。	
			2 水田用水位センサー（付属品含む。）		
2 農業支援サービス事業体支援事業	農業支援サービス事業体		スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号）別記3－2 農業支援サービス立ち上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援 第4及び第5第1項によるものとする。		2 分の 1 以内（1 サービス事業体当たり1,500万円を上限とする。ただしスマート農業機械*2の場合は3,000万円とする）

※1 事業区分1に定める事業を実施する事業実施主体は、市町村の策定する地域計画に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれること。

また、事業実施主体が導入した機械を農業経営体等に貸し出す場合は、その者も市町村の策定する地域計画に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれること。

※2 事業区分2に定める事業におけるスマート農業機械は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号）別記3-2 農業支援サービス立ち上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援 別表2に記載の内容に準ずるものとする

別表第2（第5条、第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。